

家庭用電動式生ごみ処理機の購入補助について

一般家庭から排出される生ごみの減量化、再資源化(リサイクル)及び自家処理を推進するため、家庭用電動式生ごみ処理機を購入し、設置した方を対象に、その費用の一部を補助金として交付します。

交付要件 次の各要件をすべて満たす世帯の方

- (1)市内に住民票があり、そこで居住していること
- (2)家庭用電動式生ごみ処理機を購入し、自宅の敷地内に設置すること
- (3)1世帯につき、1基を限度とすること

※補助金の交付を受けた日から5年経過後、本補助金の交付対象の機器が使用不能となり、買い替えの場合は、あらためて交付対象とします。

補助金額 購入費用の3分の1

※1円未満の端数は切り捨てし、上限を20,000円とする。

申請方法 次の申請書と書類を提出してください。

- (1)あま市家庭用ごみ減量機器設置費補助金交付申請書(市公式ウェブサイトから印刷するか、または環境衛生課窓口でお渡しできます)
- (2)領収書等の原本(購入者名・購入機種名・購入店名・購入金額が明記された購入を証する書類)
- (3)保証書の写し

申請先 環境衛生課窓口にて随時、受付しています。

残り予算額 市公式ウェブサイトにて公開しています。

Web <https://www.city.ama.aichi.jp/kurashi/recycle/gomi/1002369.html>



※令和4年度の予算がなくなり次第、その時点で打ち切りとなりますのでご注意ください。

問合せ先 環境衛生課 ☎444・3132 FAX443・3555

第十一回特別弔慰金の請求はお済みですか？

戦没者等のご遺族の皆様へ

令和2年4月1日から、請求受付を行っております「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(第十一回特別弔慰金)」の請求期限が、令和5年3月31日(金)までとなっています。請求期間を過ぎますと特別弔慰金を受けることができなくなりますので、請求手続きがまだお済みでない場合は、ご注意ください。

対象者 戦没者等の死亡当時のご遺族のお1人

(細かい条件につきましては窓口にお問い合わせください)

支給内容 額面25万円(5年償還の記名国債)

請求期間 令和5年3月31日(金)まで

請求窓口 社会福祉課(受付は午前8時30分から午後5時15分まで 土・日曜・祝日、年末年始を除く)

※請求者が居住する市町村での受付になります。

問合せ先 社会福祉課 ☎444・3135 FAX443・3555